

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

開催日及び場所	平成25年12月3日(火) 本社会議室		
委員	角田 茂(学校法人参事) 矢橋晨吾(大学名誉教授) 西谷隆亘(大学名誉教授) 田中俊充(弁護士) 栗田 誠(大学院教授)		
審議対象期間	平成25年7月1日～平成25年9月30日		
抽出案件	総件数	5	件 (備考)
工事	一般競争入札	1	件
	公募型指名競争入札	0	件
	通常指名競争入札	1	件
	随意契約	0	件
建設コンサルタント	公募型プロポーザル・簡易公募型プロポーザル	0	件
	公募型指名競争入札・簡易公募型競争入札	0	件
	標準プロポーザル	0	件
	一般競争入札	1	件
	通常指名競争入札	1	件
	随意契約(競争性のある)	0	件
	随意契約(特命随意契約)	0	件
	補償契約	1	件
委員からの意見・質問、それに対する回答等	意見・質問		回答
	1. 一般競争入札(工事)		
	【吉野川局管内IP伝送設備工事】		
	・応札者が1者だけの場合、第1回目の入札で立会をしていると再度入札の時に応札者が1者だということがわかってしまい、競争性が確保されないのではないか。	・ご指摘のとおりだと思います。1者応札ならばそういう場合がありますが、今後このようなことも含めて、更なる適正化を図るため来年度の10月から電子入札の導入を考えております。	
	・入札は2回まで行うこととなっているが、2回目でも落札しなかった時にはどのような手続になるのか。	・基準を満たしていれば、相手の意向を確認した上で随意契約に移行していきます。	
・今回は1者応札となっているが、応札者しか参加できないような工事なのか。	・応札者も含めて5社から資料請求がありましたが、工事の内容から既設設備の取り替えが比較的多く、既設設備を理解してないと施工及び品質の確保は困難であります。これに加えて、施工範囲が四国4県にわたる広範囲なものであることから、敬遠されたものと思われま。		

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

2. 通常指名競争入札（工事）	
【ダム下流部周辺整備工事】	
<p>・指名競争入札とした理由について、工事期間が限られているからという説明があったが、これは指名競争入札に付することができる場合の基準に合致しているのか若干疑問を持った。指名競争入札にせざるを得ない理由があったのか、もう一度説明いただきたい。</p>	<p>・この土地は個人の方からお借りしている土地ですが、交渉がうまくいかず工事期間が確保できませんでした。9月までに返却しなければならない中で、交渉がまとまったのが7月になってしまいました。一般競争入札であれば、手続から完成までに4ヶ月くらいかかってしまうので、やむを得ず指名競争入札としました。</p>
3. 一般競争入札（土木関係建設コンサルタント業務等）	
【ダム上部工等耐震性能照査業務】	
<p>・技術的な審査について60点満点だが、下限値というか最低これだけは必要だというような基準値というものがあるのか。</p>	<p>・この点数が何点以下はだめという基準はないと思います。</p>
<p>・技術点と価格点について60対30ということだが、この比率はこの種のものについてはこの比率で行くというような決まりはあるのか。</p>	<p>・難易度の高い業務については2対1を適用する、要は価格よりも技術を重視するという方針です。</p>
4. 通常指名競争入札（建築関係建設コンサルタント業務等）	
【仰木の里宿舍屋根改修設計業務】	
<p>・指名業者調書の特記すべき推薦理由欄にマルをつけ忘れたということだが、ここに記入されていないと推薦できないということか。</p>	<p>・指名業者選定資料の3ページを見ていただくと、3の地域特性のところ、業務場所の関係から滋賀県内に本店を有する業者を選ばせていただきましたので、他の府県からの業者が入ることはないものですから、マルはあってもなくてもよいと思うのですが、マルを記入するのが一番適切なやり方だったと思います。</p>

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

	<ul style="list-style-type: none"> ・入札状況調書を見ると、予定価格と極めて近い価格を入札された者がある一方、倍あるいは倍以上で入札された者がいる。積算をするにあたって何か困難を招くような案件というふうには余り思えなかったが、なぜこのような価格で入札されたのか説明いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・この7社について、入札価格について聞き取り調査は行っていません。開札した結果が、たまたまこういう形になったものと思われま。
	<ul style="list-style-type: none"> ・1回目、2回目の辞退者がかなり多いが、これは業者の都合で行われると思うが、わかる範囲で結構なので、説明いただきたい。 	<ul style="list-style-type: none"> ・土木に限らず建築業界の方も、かなり民間の方がマンションとかそういうところが結構景気よくなってきておりまして、公共工事の方になかなか参加してもらえないという実態が見受けられます。
5. 補償契約		
【土地代金補償金 (第766次)】		
	<ul style="list-style-type: none"> ・土地取得の必要性は何か。 	<ul style="list-style-type: none"> ・水没地の一番上流部となり、ダムができますと水が貯まりますので、用地として必要になることから取得しました。
	<ul style="list-style-type: none"> ・なぜ、一度に取得しなかったのか。 	<ul style="list-style-type: none"> ・登記簿謄本を見ていただくと3名の方が3分の1ずつ所有しており、更にその3名の方にそれぞれ相続が発生していましたので、その整理が終わってからご契約いただくということになりますが、その整理ができるまでの時間が異なることから、契約の時期に差が生じたためです。
<p>委員会による意見の具申 又は勧告の内容</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・なし 	<ul style="list-style-type: none"> ・なし

水資源機構 入札等監視委員会 審議概要

○問い合わせ先

埼玉県さいたま市中央区新都心1-1番地2

ランド・アクシス・タワー内 電話 048-600-6500

水資源機構入札等監視委員会事務局

財務部契約課長 相良 秀樹 (内線 2251)

技術管理室技術調査課長 益山 高幸 (内線 4631)

用地管財部補償業務課長 杉浦 正人 (内線 2331)